

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の多様性に配慮し、対等で自由な人間関係が築かれるように、いじめを生まない環境づくり、いじめを見逃さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、支援を求めます。

本基本方針には、「新津工業高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止等の対策のための組織

- 「いじめ対策委員会」を組織し、いじめ対策推進教員を中心に毎月開催し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ及びいじめ類似行為が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。 ※
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- スクールカウンセラーと情報共有をし、多角的視点から指導・援助を実施したり、問題に応じてスクールソーシャルワーカーや警察、医療等関係機関と連携して対応したりします。

※いじめ類似行為とは、一定の人的関係のある他の生徒が行う行為であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- 生徒一人ひとりに対して、日々の教育活動の中で行う人権教育や市民性教育を通じて「多様性を認め、人権侵害をしない生徒」を育成し、いじめの定義や社会のルールについても正しく理解させることで、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 日々の教職員の生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを組織的に行います。

3 いじめの未然防止教育

- いじめ防止教育、SOSの出し方教育、自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室や人間関係作りを支援する取り組みを組織的に行います。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって安心して学校の様々な教育活動に取り組めるよう、学級活動や生徒会活動等でいじめを許さない雰囲気醸成や法を学ぶ機会を設け、生徒主体でいじめのない学校づくりに向けて生徒自身が考えるための機会の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットとSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめの早期発見対応

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化やその背後の状況を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく迅速に組織的な対応をします。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、アンケートや面談等を実施して生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒だけでなく、保護者、地域からのいじめの気づきに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促し、いじめを繰り返すことのないよう、成長支援の視点を持って家庭と連携して指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒には、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず仲裁したり相談したりしようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。解決した後も、双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。